

長期入所のしおり

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター
重症心身障がい児施設すこやか

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか（以下、「すこやか」といいます。）について、簡単にご案内させていただきます。

1 利用契約について

- ・すこやかに入所されるには、あらかじめ福祉サービス費給付申請と受給者証の交付を受けている必要があります。利用を希望される保護者の方は、お住まいのある地域を管轄する子ども相談センターへお問い合わせいただき、受給者証の交付を受けてください。
- ・地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下、「当センター」といいます。）の小児療育内科で診察を受けた後、院内の入所判定会議で入所の可否を判断します。
- ・入所可と判断された方は、当センターと「利用契約書」を取り交わし、具体的な入所日等の段取りを保護者の方と相談して決定します。

（契約に必要なもの）

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・障害児施設受給者証・障害児施設医療受給者証・健康保険証・福祉医療受給者証・身体障害者手帳・療育手帳（持っているお子さんのみ）・印鑑 | } | 子ども相談センターより交付されます |
|---|---|-------------------|

2 入所中の生活について

（１）医療

医師による診察、看護師による医療的ケア、理学療法（運動療法等によって身体的機能の改善を図る）、作業療法（作業活動を通じて、心・身機能の改善を図る）、言語聴覚療法（コミュニケーション能力や摂食機能の改善を図る）等を実施します。

（２）生活支援

家庭的な雰囲気の中で、看護師や保育士、介護福祉士、児童指導員等が日常生活の自立を目指し、他部署との連携をとりながら支援します。病棟では、健康管理と安全に留意し、入所児の個性を重視した受け持ち制をとって計画的に日常生活を支援します。

（３）行事

楽しく入所生活を送ることができるように、季節に応じた行事を計画しています。各種行事には、保護者の方やご家族もできるだけご参加をお願いします。

（４）教育

学校教育法に基づき、学齢期の入所児は、長良特別支援学校の出張によりすこやかの施設内で教育を受けます。

（５）保育

入所中すこやかの保育士による療育を行い、遊びを中心とした活動を通して情緒の安定、基本的生活習慣の獲得等を目指します。

3 入所の際にご持参いただくもの

診察券
内服中の薬・栄養剤 ※入所後当センターで処方を開始するまでに日数がかかることがありますので、入所前に処方されたものを入所後 2 日分以上ご持参ください。
医療用具 ※入所前まで使用していたものをお持ちください。
食事用品 ・はし、スプーン、フォーク、コップ、マグマグ、スポイト (普段の食事で利用しているものをお持ちください) ・エプロン ・哺乳瓶、乳首
清潔ケア用品 ・ボディソープ、リンスインシャンプー (施設に備え付けていますが、個人的に使いたいものがあればお持ちください) ※スポンジ、タオル類は施設で用意します。
口腔ケア用品 ・歯磨き粉、口腔内洗浄液(個人的に使いたいものがあればお持ちください) ※歯ブラシ、スポンジは施設で用意します。
衣類(氏名の記入をお願いします) ※持ち込まれた衣類は、ご希望に応じて施設内で定期的に洗濯します。(有料)
整容用具 ・くし、髪留め ・ひげ剃り、つめ切り(必要があればお持ちください)
その他身の回りの品物 ・補装具、移動具(車椅子、バギー、座位保持装置、靴、めがね、補聴器等) ・その他こだわりのあるおもちゃ等(大きなものは持ち込めません)

※衣類など繰り返し使用する物には、全てにフルネームで記名をお願い致します(記名されていない物の紛失等の責任は負いかねます)

※高価なもの、危険なもの、施設で生活するうえで必要のないものは持ち込まないでください。また、入所児にお金は持たせないでください。破損や紛失の責任は負いかねます。

※電化製品のお持込については、事前に看護師にご相談ください。

4 面会について

- ・オンライン面会、来棟による面会の2つの面会方法を実施しています。
オンライン面会時間は、原則、平日・日・祝祭日の午後1時30分～午後4時、1回15分です。来棟面会やきょうだい面会に関しては、職員にご相談ください。
- ・入所者のごきょうだいの面会については、感染症発生防止のため、面会時にごきょうだ

いの感染症および予防接種の履歴を確認させていただきます。

- ・入所契約の際にもお約束いただきますが、月 1 回以上のオンライン面会または来棟面会のご協力をお願いします。
- ・直接面会時は体温チェック、体調管理シートの記入をお願いしています。面会にお越しの際は、施設のスタッフステーションで職員にお声をかけてください。
- ・風邪症状・発熱・嘔吐・下痢等体調不良時には、面会をご遠慮ください。
- ・感染症発生時や流行時などは、面会をお断りすることがあります。
- ・保護者以外の方がお越しになった場合は、保護者に確認の電話をさせていただきます。確認が取れない場合は面会をお断りさせていただきます。
- ・施設内での飲食は、他の入所者の迷惑および施設業務の支障となりますので、特にスタッフの許可を得た場合を除き禁止します。
- ・施設内でのスマートフォンや携帯電話等による通話は、指定されたスペースでお願いします。指定スペース外での通話をご遠慮ください。

5 外出・外泊について

- ・外出・外泊を希望される場合には、所定の手続きが必要ですので、事前に職員にお申し出ください。
- ・外出・外泊とも予定時間内に必ず施設にお戻りください。予定時間内に戻ることができないような事態が生じたときは、電話等で必ず職員に連絡してください。

6 リハビリについて

リハビリは、療法士が施設内で行うだけでなく、生活の中で生かしていくことがお子さんの発達にとって有効です。リハビリの様子を見学していただき、その方法などを覚えてもらうことを目的としてリハビリ参観も行っていますので、スタッフへご相談ください。

7 補装具について

補装具の製作・修理は、担当医師の診断書・意見書をもとに、保護者立会いのもとで行います。各種健康保険や身体障害者手帳を利用しますので、書類のご提出をお願いします。詳しくは担当医師もしくは児童発達支援管理責任者にご相談ください。

8 料金の支払について

口座振替による支払いの場合は、入所契約の際にお知らせいただいた銀行口座より口座振替によりお支払いいただきます。請求書は毎月 15 日頃送付し、27 日頃に振替を行いますので、予め口座に代金をご準備願います。振り替えた代金の領収書は翌月の請求書に同封します。

なお、窓口による支払いの場合は、口座振替同様に、毎月 15 日に請求書を送付します。請求書に記載された期限までに当センターの会計窓口にて料金をお支払いください。

9 児童手当について

入所期間が2ヶ月を超える場合、児童手当の受給者は地方独立行政法人岐阜県総合医療センター理事長となります。入所日から15日以内にお住まいの市町村役場にて受給者変更の手続きをしてください。また、退所され自宅に戻られた場合も同様に受給者変更の手続きをお願いします。なお、児童手当にかかる通帳は施設にてお預かりします。詳しくはすこやか事務担当者にお尋ねください。

10 各種証明書の発行、健康保険証の提示について

- ・診断書、証明書等各種書類が必要な場合は、施設職員・児童発達支援管理責任者にお申し出ください。
- ・保険証の変更、住所等に変更があった場合はご連絡いただき、速やかに保険証をご持参ください。
- ・定期的に保険証を確認させていただきます。また、福祉医療費受給者証、小児慢性特定疾患受給者証、特定医療受給者証をお持ちの方は、併せて確認させていただきます。

11 保護者・ご家族の方へのお願い

- ・施設内では、職員の指示に従ってください。
- ・施設内における職員や他の入所児（者）、家族に迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動及び営業活動は厳禁します。
- ・食品類等を他の利用者の方に配ることはご遠慮願います。
- ・施設および職員への心づけ等は固くお断りします。
- ・施設および病院敷地内（駐車場を含む）は全面禁煙となっておりますのでご協力願います。